

新地町復興推進計画

平成29年1月13日

福島県新地町

1. 計画の区域

新地町全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東日本沿岸地域に甚大な被害をもたらし、本町においても、沿岸地域が大津波によって壊滅的な被害を受け、町内の商工関係においては53事業者が津波・地震で全壊半壊の被害を受けた。また、宿泊業・飲食サービス業においても5事業者が津波・地震により全壊半壊しており、地域経済に甚大な被害を招いている。

このような中、本町では、平成28年3月に策定した第5次新地町総合計画に基づき、新地駅周辺地区の賑わいを創出し魅力あるまちづくりの推進に取り組んできた。

本町の観光産業の早期再建や地域経済の回復と町民の雇用確保の為、本町の中核的産業を担い得る企業の設備投資を支援することで、町民生活の安定等、本町の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを当計画の目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本町の観光産業の早期再建や地域経済の回復と町民生活の雇用確保の為、本町の中核的産業を担う宿泊業について、立地企業の設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容

及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本町に新たに立地する株式会社新輝（以下「対象事業者」という。）が、新地駅周辺地域において宿泊施設の新設を行うために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成するうえで中核となるものであることの説明

本町における宿泊業は、本町の宿泊業・飲食サービス業において従業員数が第1位の中核的産業である。対象事業者が本町に進出した場合、稼働時には30名の新規雇用を予定しており、本町の宿泊業の従業者数の約56%を占めることとなることから、対象事業者が行う設備投資による雇用効果や経済効果等は被災地の各種復旧・復興事業に大きな影響を与え得るものである。

したがって、目標に掲げた「町民生活の安定等、本町の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図る」ことを達成する為に必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与する中核的なものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社七十七銀行、株式会社東邦銀行、相双五城信用組合、あぶくま信用金庫

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本町では、東日本大震災からの復興に向け「第5次新地町総合計画」において、賑わいや活力を創り出すまちづくりを推進するため、新地駅周辺地区に商業・業務等施設の集積を図ることとしている。

震災後、本町では宿泊業を営む事業者が3事業者と周囲の市町村と比較しても極端に少ないことから、復興事業に係る事業者や県内外から訪れる観光客等の宿泊施設が慢性的に不足している。

このような状況下において、本計画の実施により、対象事業者が新地駅周辺地区に宿泊施設を新設することは、復興事業に係る事業者の宿泊環境を向上し、復興事業のスピードを加速するとともに、観光産業の早期再建や地域経済の回復、雇用確保に資するものであり、本町の地域経済の活性化及び雇用機会の創出に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県からの意見聴取を行った。

また、新地町、福島県、新地町商工会、株式会社七十七銀行、株式会社東邦銀行、相双五城信用組合、あぶくま信用金庫、対象事業者を構成員とする新地町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。